

# 令和6年度第1回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年6月13日（木）13：30～14：20

2. 場所：岐阜県議会棟2階 第2会議室②

## 3. 出席委員

岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
岐阜工業高等専門学校 教授	水野 剛規
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜県農業協同組合中央会 参事	川村 規明生
岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長	河野 美佐子
岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
公募 団体職員	波能 寿子
公募 無職	藤寄 眞起
公募 会社員	堀 朱実

## 4. 委員長の選出

委員の互選により委員長に篠田委員を選出。

## 5. 副委員長の指名

委員長が副委員長に沢田委員を指名。

## 6. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に池田委員、川村委員、神原委員を指名。

## 7. 議事

- (1) 令和6年度再評価審議箇所について
- (2) 令和6年度事後評価審議箇所について
- (3) 令和6年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について
- (4) 令和6年度現地調査の実施について
- (5) 令和6年度事業評価監視委員会開催計画について
- (6) 事後評価箇所の説明及び審議について  
農業農村整備事業：県営湛水防除事業「静里」

## 8. 議事要旨

### (1) 令和6年度再評価審議箇所について

事務局より、令和6年度再評価審議箇所について説明。

#### 【質疑・意見】

特になし。

#### 【審議結果】

別紙1「令和6年度再評価実施箇所一覧表」に掲げる20箇所（県事業18箇所・市町村事業2箇所）について審議を行う。

### (2) 令和6年度事後評価審議箇所について

事務局より、令和6年度事後評価審議箇所について説明。

#### 【質疑・意見】

特になし。

#### 【審議結果】

別紙2「令和6年度事後評価実施箇所一覧表」に掲げる3箇所について審議を行う。

### (3) 令和6年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について

事務局より、令和6年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について説明。

#### 【質疑・意見】

特になし。

#### 【審議結果】

別紙3「令和6年度社会資本総合整備計画評価実施箇所一覧表」に掲げる3計画について審議を行う。

### (4) 令和6年度現地調査の実施について

事務局より、令和6年度現地調査の実施について説明。

#### 【質疑・意見】

篠田委員長

補足説明をさせていただく。

現地調査は、どういう目的・内容で事業が実施されているのか、どのような箇所に着目するのかについて、現地を見ることで、審議の際にイメージが付きやすくなるように、代表的な箇所をピックアップして行っている。

コロナの前は、昼食を含め丸1日かけて実施していた。

コロナの時期は調査箇所を1箇所としていたが、コロナの心配も徐々に薄れたため、現地調査の実施方法をコロナ前に戻していくということである。

当日の予定としては、午前には河川事業を調査し、午後からは、街中よりは若干涼しいであろう山の中、林道事業を調査する計画である。

【審議結果】

次に掲げる箇所について、令和6年8月8日（木）に現地調査を行う。

事業名・箇所名	場所
公共林道事業 三倉～上ヶ流	揖斐郡揖斐川町 地内
大規模特定河川事業、広域河川改修事業 一級河川 境川	岐阜市 地内

(5) 令和6年度事業評価監視委員会開催計画について

事務局より、令和6年度事業評価監視委員会開催計画（案）について説明。

【質疑・意見】

特になし。

【審議結果】

以下の日程で委員会を開催する。

回	開催日時	開催場所	議事内容（予定）
第2回	8月8日（木） 午前・午後	現地	○現地調査 再評価箇所のうち2件
第3回	8月29日（木） 13時30分～	議会棟 1階 第1会議室①	○再評価の審議 ・林道事業（森林経営課 1件） ・道路事業（道路建設課 2件） ・河川事業（河川課 3件）
第4回	10月24日（木） 13時30分～	議会棟 1階 第1会議室①	○再評価の審議 ・農業農村整備事業（農地整備課 1件） ・河川事業（河川課 3件） ・砂防事業（砂防課 3件）
第5回	12月25日（水） 13時30分～	議会棟 1階 第1会議室②	○再評価の審議 ・道路事業（道路建設課 2件） ・河川事業（河川課 4件） ・街路事業（都市整備課 1件）
第6回	1月以降 後日決定	後日決定	○事後評価の審議 ・農業農村整備事業（農地整備課 2件） ・道路事業（道路建設課 1件） ○社会資本総合整備計画評価の審議 ・道路事業（道路維持課 1件） ・街路事業（都市整備課 1件） ・下水道事業（下水道課 1件）

(6) 事後評価箇所の説明及び審議について

1) 県営湛水防除事業[事業主体 岐阜県]

「静里」

説明者：農地整備課 岡山農地防災対策室長

【審 議】

篠田委員長	令和5年度の委員会で質問のありました、計画規模の妥当性について説明をお願いします。
説明者	集排水流域を桶状に例えて、そこに降った雨を完全に排水するのに必要な時間を新旧排水機場で比較しました。 雨量については、本地区の計画量である3日間で294mmの降雨があった場合と、近年全国で発生している豪雨規模の5日間で1,000mmの降雨があった場合としている。 厳密には、排水先の河川状況等を踏まえた水収支計算を行うので、計算結果は大まかなイメージとなるが、旧排水機場の場合、計画雨量で約3日の排水時間を要するのに対し、新排水機場では2日間の排水時間となる。 また、5日間1,000mmの豪雨の場合は、旧排水機場では、約10日間の排水時間を要するのに対し、新排水機場では約7日間となる。 従って、5日間1,000mmの豪雨があった場合、降った雨の日数より、排水日数が多くなり、計画規模はオーバースペックにはなっていないと考える。
篠田委員長	昨年度の委員会で、ポンプがオーバースペックになっていないか、過大なものが導入されていないかということについて質問があった。今回、適正な規格であることを説明いただいた。 その他、全体を通して、皆様より質問等ありませんか。
川村委員	費用対効果の分析について、総便益額がかなり増えているが計画時と比べて変わったのか。
説明者	費用では仮設矢板の見直しなどで事業費が下がった。 便益では、災害防止効果（一般資産）の単価の見直しにより、便益が大きくなった。 そのため、便益費が6.21から8.81となった。 便益の大きく変わった具体的な要因は建物の評価額が変わったことである。評価額は、国土交通省の治水経済評価マニュアルに基づいて算出しており、計画時は15万円/m <sup>2</sup> 程であったものが、20万/m <sup>2</sup> 程まで上がった。
川村委員	被害が発生しないところの建物の単価が上がったということか。
説明者	排水流域が被害の想定される区域になる。排水機場が無ければ建物への浸水が予想される区域の建物の単価を時点修正したということである。

川村委員	実際に効果があったかは別の問題ということか。
説明者	そうである。
篠田委員長	社会経済情勢が変わったことで評価額が上がる。災害が発生した場合、それが被害額として計上される。災害を防ぐことが出来れば、被害を被った場合のお金が儲かったということで、便益が上がるということである。国のマニュアルに数値が定められているので、その値が変わるとそれに伴い、評価額が変わるということである。
沢田副委員長	スライドの環境面への配慮について、工事で矢板を打ち込む際に騒音・振動を測定したとのことであった。今回の評価は事後評価であるが、施工面での環境に配慮したことは事後評価に関連するものなのか。
説明者	排水機場の周りが鋼矢板で排水路をせき止めて、その上に排水機場を建設している。矢板を設置する際に、騒音・振動が出るため、計測をしながら、工事を実施したということである。
沢田副委員長	それは、排水機場を設置する時の話で、それが事後評価にどのように影響するのかがわからないということである。
説明者	事後評価の説明資料の記載のひな型に、環境面への配慮を記載する項目があるため、ひな型に当てはめて記載したものである。
沢田副委員長	完成したものが良いのか悪いのかを評価するのが事後評価ではないかということ、施工の話はなくてもよいのではという気がする。
篠田委員長	工事を含めて事業という考えではないか。工事の期間中と工事完成後を併せての評価ということ。ただし、事後ということで限定すると工事中は評価に入れなくてもよいこととなる。事務局としてどのように考えているか。
事務局	事業過程も含めて評価をいただくのが妥当と考えている。 そのため、今回の場合は施行中にどのように環境に配慮して事業を進めたのかを報告いただいたと理解している。 これ以外にも、通常では、橋を架けて、山を削る計画であったものを、トンネルにすることで自然環境の改変を最小としたなど、計画段階で行う環境への配慮もあると考える。また、完成した施設から排出される二酸化炭素が少なくなる設備とすることで、運営時において環境に配慮することもあると考える。そういった計画段階、施工段階、維持管理段階、各フェーズで様々な配慮があるので、総合的に見ていただけたらと考えている。
沢田副委員長	そういう方針なら、問題ないと考える。 もう1点、事後評価箇所表の事業目的に「水田の高度利用の一層の促進」と記載があるが、水田の高度利用とはどういうものか。
説明者	汎用化とも言っているが、水田で畑作を行うなど、稲作以外の利用の仕方が出来るということを高度利用と言っている。
篠田委員長	アンケート結果②で「排水機が稼働しても関心のない人が多いので、特

	<p>に若い世代へのPRが必要」とある。また、アンケート結果①で「安心感 は以前と同様」・「浸水被害は以前と同様」との回答が少なからずある。ア ンケートは浸水被害の予想される地域の方から取っているはずなので、事 業を実施することでほぼ全員の方の安心感が増していなければならない はずであるが、そうでないということは、平成16年に浸水被害に遭っ たことを知らない人が多いのではないかと考える。</p> <p>事業のPRについて、農地整備課で考えていることはあるのか。</p>
説明者	<p>直接的に被害に遭った方は、現状、雨が降っても浸水していないという ことを実感されているが、被害に遭ってない方、過去の災害を知らない方 はそうでない方もいる。</p> <p>過去に浸水被害が発生したが、排水機場を改修することで、浸水被害が 発生しにくくなっているという現状を継続的に説明していく必要はある と思うが、今後のPR方法について決まっているわけではない。</p>
篠田委員長	<p>事業のPRとセットで行わなければならないのが、今回の排水機場がオ ールマイティーではないことを伝えること。排水機場が出来たから安心と いうことではなく、今回の排水機場が出来たことで、ここまでの降雨では 大丈夫であるが、それ以上の雨が降れば浸水するというのを、自治会や 小学校・中学校で知らせていくことが大切なことである。</p> <p>施設の建設を伴う事業は地域にとってわかりやすい事業である。事業に ついてPRする良い機会であるので、事業効果について、過信しないで欲 しいということを含めて、伝えてほしいと考える。</p>

【審議結果】事業主体の対応方針（案）を了承する。

(以上)

令和6年度 再評価実施箇所一覧表

別紙1

番号	担当課名	県事業			市町村事業	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名（地区名）	施工場所	前回評価年度	要綱(※)第3条(5)により評価を実施する場合の理由
		補助	交付金	県単						再評価	再々評価					
1	農地整備課	○				岐阜県	H6	R13	4,880		○	県営基幹農道整備事業	げろちゅうおう 下呂中央	下呂市	R1	
2	森林経営課		○			岐阜県	H6	R18	4,350		○	公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）	みくらかみがれ 三倉～上ヶ流	揖斐郡揖斐川町	R1	
3	道路建設課		○			岐阜県	H27	R8	1,200	○		道路改築事業（交付金事業分）	（国）248号 ひかりが丘工区	多治見市	-	全体事業費の増
4	道路建設課		○			岐阜県	H5	R10	5,300		○	道路改築事業（交付金事業分）	（国）418号 まるやま丸山バイパス工区	八百津町～恵那市	R1	
5	道路建設課		○			岐阜県	H14	R10	1,600		○	道路改築事業（交付金事業分）	（主）しらかわふくおかくろかわ 白川福岡線 黒川工区	白川町	R1	
6	道路建設課		○			岐阜県	H16	R11	5,200		○	道路改築事業（交付金事業分）	（国）156号 ふくしま 福島バイパス工区	白川村	R1	
7	河川課		○			岐阜県	H9	R10	9,571		○	広域河川改修事業	一級河川 つやかわ 津屋川	海津市、養老町	R1	
8	河川課		○			岐阜県	S59	R15	25,516		○	広域河川改修事業	一級河川 きいかわ 犀川	瑞穂市、本巣市	R1	
9	河川課		○			岐阜県	S63	R20	46,386		○	大規模特定河川事業、広域河川改修事業	一級河川 さかいがわ 境川	岐阜市、各務原市、羽島市、 岐南町、笠松町	R1	
10	河川課		○			岐阜県	S55	R20	5,407		○	総合流域防災事業	一級河川 くわはらがわ 桑原川	羽島市	R1	
11	河川課		○			岐阜県	S40	R20	6,610		○	総合流域防災事業	一級河川 ちまたがわ 荒田川	岐阜市	R1	
12	河川課	○	○			岐阜県	S49	R20	9,635		○	大規模特定河川事業、広域河川改修事業	一級河川 とまきがわ 土岐川	土岐市、瑞浪市	R1	
13	河川課		○			岐阜県	H4	R10	1,915		○	総合流域防災事業	一級河川 ひだかわ 肥田川	土岐市	R1	
14	河川課		○			岐阜県	H26	R18	5,992		○	総合流域防災事業	一級河川 えなこがわ 江名子川	高山市	R1	
15	河川課				○	岐阜市	S61	R10	10,483		○	総合流域防災事業	としきぼんかせん 都市基盤河川 しんあらたがわ 新荒田川	岐阜市	R1	
16	河川課				○	岐阜市	H7	R10	2,750		○	総合流域防災事業	じゆんようかせん 準用河川 とししがわ 戸石川	岐阜市	R1	
17	砂防課	○				岐阜県	R2	R6	200	○		通常砂防事業（補助）	とがり 戸狩	瑞浪市明世町戸狩	-	
18	砂防課	○				岐阜県	R2	R6	330	○		通常砂防事業（補助）	かねこたに 金子谷	下呂市萩原町上呂	-	
19	砂防課	○				岐阜県	R2	R6	300	○		通常砂防事業（補助）	こし 越シケ平谷	下呂市夏焼	-	
20	都市整備課		○			岐阜県	H22	R23	13,000		○	街路事業	（都）しんしよへいしません 新所平島線（平成工区）	岐南町	R1	
		5	14	0	2											

# 令和6年度 事後評価実施箇所一覧表

別紙2

番号	担当課名	事業名	路線名（地区名）	施工場所
1	農地整備課	県営水質保全対策事業	はしま 羽島	岐阜市、羽島市、笠松町
2	農地整備課	県営広域農道整備事業	ひだとうぶ 飛騨東部	高山市
3	道路建設課	道路改築事業	(一) かみのせき 上野関線 おやだ 大矢田工区	美濃市



# 令和6年度 社会資本総合整備計画評価実施箇所一覧表

別紙3

番号	担当課名	整備計画の名称	評価の種類 (中間評価・事後評価)	計画期間
1	道路維持課	災害の防止及び良好な景観形成等に資する無電柱化の推進（道路分野）（防災・安全）	事後評価	H30～R4
2	都市整備課	拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり	事後評価	R1～R5
3	下水道課	岐阜県における循環のみちの実現（防災・安全）	事後評価	R1～R5